52年度決算を認定
第四回定例会

議会だより

月潟村議会第四回定例会は十二月九日から十九日までの会期十一日間で開かれました。

付議された議件は十一件で、それぞれ全会一致で原案のとおり可決されました。又、請願一件、陳情三件が議長より報告され、請願及び陳情二件がそれぞれ主管の常任委員会へ審査付託され、継続審査となりました。

付議された十一件は、昭和五二年度の各会計の決算認定が四件、条例の一部改正が二件、昭和五三年度の各会計の補正予算が三件、及び村道路線廃止と一部事務組合の規約改正が各々一件でした。

議案第四九号より五二号までは昭和五二年度分の各会計の決算認定の件です。

○ 議案第四九号　一般会計

この件については、詳細は、過ぎに広報つきがた一〇七号（昨年の十月号）で財政状況を報じてありますので省略致します。

○ 議案第五〇号　国保会計

才入総額一億四二八四万三六六九円

才出総額一億四〇三六万二七三九円

内、直接保険加入者が納入された保険税が五三一九万六八七〇円で一世帯の平均が九万五六〇六円、又一人当平均が二万三三九七円です。

内、医療業及び助産費等で給付された額一億二九五三万五八二九円で、一世帯平均二三万二九七八円、又一人当平均五万七〇一四円です。

才入才出差引二四八万九三〇円の黒字決算となりました。

○ 議案第五一号　水道会計

才入総額二六七〇万三一二二円

才出総額二三六万〇四二九円

才入才出差引三三万八八二七円の黒字決算です。

○ 議案第五二号　新幹線会計

才入総額五一二五万四四七〇円

才出総額五一〇九万二九九九円

才入才出差引一六万一四七一円の黒字となっています。

○ 議案第五三号、一部事務組合規約の変更の件

三年、燕、西蒲、南蒲広域養護老人ホーム施設組合に、新たに、中之島村が加入することで規約の変更が必要となったものです。

○ 議案第五四号　村道路線廃止

村道一三号線（梵行寺地先より木滝の県道月潟西川線までの間）を、廃止して、村の管理する農道とするもので昭和五十四年中に広域農道附帯事業で改修申請をするためのものです。採択されますと村の経費がかからなくなります。

○ 議案第五五号　条例一部改正

○ 議案第五六号　条例一部改正

月潟村職員の給与に関する条例の一部を改正する件については、人事院が国家公務員の給与等に関して内閣に対して改定を勧告したもの（通称、人事院勧告）を地方公務員がこれに準ずるものです。

月潟村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する件については、議案第五五号の関連で十二月に支給される期末手当が、十%カットされることとなるものです。

議案第五七号より五九号までの三議案は、昭和五三年度分の三会計の補正予算を定める件です。

○ 議案第五七号　国保会計

才入才出を三八万九〇〇〇円増額し、総額を一億六八一七万二〇〇〇円とするものです。

才入は繰越金三三万四〇〇〇円、雑入が五万五〇〇〇円です。

才出は人事院勧告（人勧）による職員の給与改定等が二八万六〇〇〇円、その他であります。

○ 議案第五八号　水道会計

才入才出を二三万八〇〇〇円増額し、総額を三五〇二万五〇〇〇円とするもので、才入は、使用料一〇万円、負担金一三万八〇〇〇円です。

才出は、人勧による給与改定等です。

○ 議案第五九号　一般会計

才入才出を六二四三万七〇〇〇円を増額し、総額を七億三一〇一万五〇〇〇円とするものです。

才入は、村税九〇万三〇〇〇円、地方交付税八二九万七〇〇〇円、国県支出金六四〇万一〇〇〇円、村債四六〇万円、その他です。

才出は、人勧による給与費等の関係分五一四万三〇〇〇円、農村公園用地買収費四二五八万二〇〇〇円、水田利用再編対策費五四五万八〇〇〇円、除雪費一五〇万円、道路整備費三九五万円、消防関係費一一五万三〇〇〇円、備品類九九万八〇〇〇円、負担金では、根衛生センター組合一七九万円減、一般農道整備、地盤沈下対策事業四七〇万四〇〇〇円の増、大別当地内の東部用水路交通安全施設費枠工事費の減二三〇万円、中学校体育館窓の減二三〇万円、村債の利子分で利率低下による減一三〇万円、その他です。

請願等について

一、一般消費税の新設に反対する請願は総務文教委員会へ付託

一、被爆者援護法制定に関する陳情は社会衛生委員会へ付託

一、元号法制化実現に関する陳情は総務文教委員会へ付託

なお、九月定例会において総務文教委員会へ付託された一般消費税の新設に反対する陳情は、留保となりました。

新年あけましておめでとうございます

村議会議長　小林昌二

旧年中のご支援とご指導に対し深く感謝申し上げます。

年の始めには誰もがそれぞれの立場や環境等の違いを越えて、今年こそ良い年でありたいとの期待を持ち、あるいは心気一転、決意を新たにする。〝一年の計は元旦に在り〟と古しえより伝えられを通りである。

しかしながら、人類社会の発展は突然大きな変革によって成されるものではなく、各々の日頃の研究努力の集大成により発展するものと心に置いておきたい。

昭和五十三年も、政治、経済共多難の中に終ったが長期的な経済不況、円高による経済の不均衡、余剰農産物と食糧自給率の問題等大きな課題を抱えながら、新たな年を迎えました。

一方、国の財政主導による景気浮上政策である公共投資の影響もあり、本村も至る処で大型の工事が施工され、地球上の変化がなされております。特に一般農道の延長工事、広域農道の完成と関連道路整備、中間排水路の改良による排水路の整備であります。

更に本年は、村民の皆様が待望のモデル事業の実施が初年度を迎え、七ケ年計画の基で今年度の経済水準で十二億円を超える巨額の資本投下がなされ、快適な郷土に変ぼうすることが期待される年になりましょう。

又、庁舎脇に建設中の就業改善センターが七月完成の予定で工事中であり、竣工後の皆さんの巾広い活用が期待されております。

総じて今年も村財政の面から、苦しいやりくりになることが予測されますが、その中にあって、大きく補助事業の獲得に期待をしながら、他方では、きめ細かな生活環境面の改善を図ることを望み、新たな決意のもとで皆様の要望が村政に充分反映されるよう、努力し続けてまいる所存であります。

皆様におかれましても、益々健康で御活躍されるようお祈りするとともに、一層の御支援、御鞭達をお願いして、年頭の御挨拶といたします。

転作は三十七・三ヘクタール
うち飼料作物（青刈稲）は二十・三ヘクタール
転作率109.6%に

昭和五十三年度からの水田利用再編対策も各位のご尽力で初年度は目標面積をはるかに上廻る好成績でした。ここに感謝の意を表すると共に、転作の状況をお知らせします。

尚これら転作を推進するにあたり本村では次の関係補助事業を実施しました。

Ⅰ　転作等の内訳（最終実績）

（月潟村）

部落	転作目標 面積	作目別転作実施状況 (a) 大豆	麦	飼料作物	果樹	野菜	水田予託	その他	計	達成率
大別当	184 a	5	14	77	51	25	7	50	229	124.6%
月潟	316	74	149	−	91	−	−	13	327	103.4
西蒲場	243	6	−	159	68	51	−	−	284	116.9
上曲通	350	88	−	27	158	105	11	44	433	123.7
下曲通	189	42	−	34	105	61	10	20	272	144.1
東長島	491	5	−	482	4	9	−	−	500	101.9
木滑	810	12	−	715	17	91	−	12	847	104.5
釣寄	597	68	−	423	51	52	10	4	608	101.9
釣寄新	220	23	52	112	29	10	−	−	226	102.9
計	3,400	323	215	2,029	574	404	38	143	3,726	109.6

Ⅱ　水田利用再編対策事業の概要

事業名	事業種目	事業主体	地区名	受益面積	事業量	事業費	補助金
水田利用再編対策基盤整備事業	かんがい排水	月潟郷土地改良区	西蒲場	5.0ha	排水路 486 m	7,200千円	2,800千円
	〃	〃	月潟	8.9	排水機 1台	1,500	750
	〃	〃	木滑	14.6	排水路 3,789 m	36,000	17,100
経営近代化施設整備事業	集団営農管理用機械施設	月潟村農協	月潟	3.0	大豆脱粒機 4台	580	484
農作業協定推進等管理事業		〃	管内一円	0.4	6戸 3,754 m²	47	47
水田利用再編総合対策実証事業	再生利用及び設置管理施設	〃	月潟	0.3	表作（大豆） 30 a 裏作（大麦） 30 a	100	100
水田利用再編緊急対策事業	再生利用種苗	〃	管内一円	8.95	大豆 129kg 麦 400kg 大果樹 730本 支柱 134本	507	321
計						45,934	21,602

※　当該事業は計画申請時のものです。

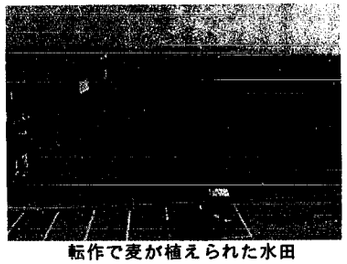

転作で麦が植えられた水田

住民の目

暴力は小さいうちに芽をつもう

乗り物のなかで、酔っぱらって大声でわめいたり、女性や老人にからんだり――はたまた、きちんと並んでいる列に横から割り込み、注意するとすごまれたり……。こんないやな思いをされたことはありませんか。

〝小さな暴力〟――日常生活の中で、私たちが不快な思いをするのは、このような迷惑をこうむったときです。

この小さな暴力は、法律的には「軽犯罪法」や「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」の対象になりますからすぐ警察に連絡してください。

自分が直接かかわりあいのないときは、つい知らぬふりをしたり、また自分にふりかかっても「まあいいや」と許してしまうことが多いようです。

しかし、いつも見て見ぬふりを続けていると〝小さな暴力者〟はこの程度なら大丈夫と思いつつ次第にエスカレートしていき、ついには犯罪者へと変ぼうしていく可能性を秘めているのです。

暴力は、小さな芽のうちに、早くつみ取ることが大切です。

住みよい環境は、自分たちの手で守り、暴力は決して許してはなりません。